

【生物多様性条約セミナー】

「生物多様性条約(CBD)・名古屋議定書(NP)と海外遺伝資源へのアクセス(3) ～提供国の遺伝資源へのアクセスと利益配分のルール～」

2010年COP10で採択された「遺伝資源から生じる利益の公正かつ衡平な分配に関する名古屋議定書」は、批准国が50を超えたことから2014年10月12日に発効されました。日本も、関係省庁間で国内措置の整備が進められており、大学・研究機関でも、遵守体制を整備し、教職員はじめ学生や留学生、連携する中小企業や研究機関等に対して注意喚起や教育をすることが急がれています。生物多様性条約・名古屋議定書の適用範囲は、動植物や昆虫、微生物等の日本への移転・利用だけでなく、伝統農業技術など遺伝資源に関連する伝統的知識の利用もその対象となります。

今回は、生物多様性条約・名古屋議定書と遺伝資源へのアクセスと利益配分の考え方と現状、その仕組みと手続き、資源国と利用国のそれぞれの考え、日本の国内措置への対応など研究者や大学が遵守しなければいけないこと等について解説いたします。

●日時:平成26年12月8日(月)13:10～16:30

●会場:茨城大学 農学部 203 講義室(定員84名)
(阿見キャンパス:稲敷郡阿見町中央3-21-1/土浦駅よりバス)

●ライブ会場:

[水戸キャンパス]理学部K棟インタビュースタジオ(定員100名)

[日立キャンパス]工学部E1棟・第2第3会議室(定員50名)

●対象:茨城大学教職員・学生、茨城大学関連機関等の関係者

●参加費無料。茨城大学外の方は資料等準備のため社会連携センターまでお申込み下さい(申込期限:12月1日(月))。

◆主催:茨城大学 学術企画部・社会連携センター・農学部

◆共催:大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所(NIG)



<プログラム>

13:10 開会挨拶 茨城大学 学術企画部 部長 大久保政博

13:15 講演

講師:国立遺伝学研究所 知的財産室 ABS 学術対策チーム チームリーダー 森岡 一

1. 生物多様性条約と名古屋議定書 ～遺伝資源へのアクセスと利益配分の考え方～
2. 海外遺伝資源へのアクセス方法としての PIC・MAT ～その仕組みと手続き～
3. 資源国の考えと国内法令、その現状 ～インドとインドネシアの例を中心に～
4. 利用国の考えと国内法令、その現状 ～欧州連合の名古屋議定書批准のための EU 規則～
5. 日本の名古屋議定書批准のための国内措置の必須条件とその方向性
6. 大学・研究機関等の社会的責任としての遵守のありかた

15:55 質疑応答

16:25 閉会挨拶 茨城大学 農学部 学部長 久留主泰朗



●お申込み・問合せ先

茨城大学 社会連携センター 担当:湊(産学連携室長)、友田(和)、大谷

E-mail: 4u@ml.ibaraki.ac.jp ※学外の方は、氏名・ご所属・連絡先を明記の上お申し込み下さい。

TEL: 0294-38-5057 / FAX: 0294-38-5240 / 〒316-8511 日立市中成沢町 4-12-1(日立キャンパス)